資料２

生駒市医師会賛助会員規程

第１条(総則)

本会の事業を円滑に推進するため、本会には定款に定める会員の他に賛助会員を置くことができる。

本規程は賛助会員に関して必要事項を定める。

第２条(資格)

賛助会員は「会員」が開設または管理する医療機関に勤務する医師、または本会の行う事業に協力することができる医師でなければならない。

ただし、賛助会員登録申込事項に変更を生じた場合は、資格を消失する。

第３条(登録)

賛助会員として登録しようとする者は、別に定める登録申込書を会長に提出し、理事会の承認を得て、賛助会員名簿に登録する。

ただし、生駒地区医師会の会員については、地区医師会入会申込書(写)をもって賛助会員登録申込書に替えるものとする。

第４条(登録の期間)

賛助会員の登録の期間は、毎年自動的に継続する。ただし、資格に変更が生じた場合はその限りではない。

第５条(会費)

賛助会員の会費は徴収しない。

第６条

賛助会員は生駒市医師会が生駒市から委託を受けて行う事業に対し、「会員」に代わって参加することができる。なお、事業に参加するうえで知り得た情報等を登録期間中はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

第７条

本規程の一部又は全部を変更するときおよび、上記各条により難いときには、理事会の決定を経て行う。

付則

本規程は、平成７年４月１日より施行する。

付則

本規程は、令和５年４月１日より施行する。